



# 情報流通プラットフォーム対処法の 省令及びガイドラインに関する考え方

令和6年11月  
総務局

誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報に対処するため、**大規模プラットフォーム事業者に対し**、

**①対応の迅速化**、**②運用状況の透明化**に係る措置を義務づける。

## 改正事項

**大規模プラットフォーム事業者**<sup>※1</sup>に対して、以下の措置を義務づける。

※1 迅速化及び透明化を図る必要性が特に高い者として、権利侵害が発生するおそれが少ない**一定規模以上等の者**。

### ① **対応の迅速化**（権利侵害情報）

- ・ 削除申出窓口・手続の整備・公表
- ・ 削除申出への対応体制の整備（十分な知識経験を有する者の選任等）
- ・ 削除申出に対する判断・通知（原則、一定期間内）

### ② **運用状況の透明化**

- ・ 削除基準の策定・公表（運用状況の公表を含む）
- ・ 削除した場合、発信者への通知

上記規律を加えるため、**法律**<sup>※2</sup>の題名を「**特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律**」（情報流通プラットフォーム対処法）に改める。

※2 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法：プロバイダ等の免責要件の明確化、発信者情報開示請求を規定）

## 施行期日

公布の日（令和6年5月17日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

情報流通プラットフォーム対処法の施行に当たり、施行日政令の策定のほか、下記**省令・ガイドライン**を**策定**することを予定。

## 規定を予定している事項

### ① 省令

大規模特定電気通信役務提供者の指定要件、「送信防止措置の実施に関する基準」の事前周知期間の明確化、運用状況の公表に当たっての具体的な公表項目等。

### ② 法律の解釈を示したガイドライン

「申出を行おうとする者に過重な負担を課するものでないこと」の解釈、侵害情報調査専門員の具体的な要件等。

### ③ 違法情報ガイドライン

どのような情報を流通させることが権利侵害や法令違反に該当するのかを明確化するとともに、大規模特定電気通信役務提供者が「送信防止措置の実施に関する基準」を策定する際に盛り込むべき違法情報を例示。

「プラットフォームサービスに関する研究会 第三次とりまとめ」で既に御提言いただいている事項及び技術的な省令委任事項も存在するところ、本検討会では、**特に有識者による更なる検討を要する点について、御議論いただく。**

● 「プラットフォームサービスに関する研究会 第三次とりまとめ」において、既に御提言いただいている事項

- 第20条第1項第3号（大規模特定電気通信役務提供者の指定）における「当該特定電気通信役務が、その利用に係る特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害が発生するおそれの少ない特定電気通信役務として**総務省令で定めるもの**以外のものであること。」については、**不特定の利用者間の交流を主たる目的としたものでないもの又は不特定の利用者間の交流を主たる目的としない特定電気通信役務に付随的に提供されるものとする。**

（参考）第1部 誹謗中傷等の違法・有害情報への対策について

第3章 プラットフォーム事業者の対応の迅速化に係る規律

6（1）対象とする事業者 ※ 第4章6（1）においても引用。

定性的な要件については、権利侵害情報の流通の生じやすさから、不特定者間の交流を目的とすることに加えて、他のサービスに付随して提供されるサービスではないことも考慮することが適当である。

- 第25条第1項（申出者に対する通知）における「当該申出を受けた日から十四日以内の総務省令で定める期間」については、**7日**とする。

（参考）第1部 誹謗中傷等の違法・有害情報への対策について

第3章 プラットフォーム事業者の対応の迅速化に係る規律

4 申請の処理に関する期間の定め

「一定の期間」の具体的な日数については、アンケート結果によれば、プラットフォーム事業者による不対応が一週間より長い期間続いた場合に許容できないとする人の割合が8割超に上ること、誹謗中傷等の権利侵害について事業者が認識した事案においては実務上一週間程度での削除が合理的であると考えられること等を踏まえれば、一週間程度とすることが適当である。

● 技術的な事項

- （例）
- 報告、届出の様式等に関する事項（第20条第3項、第21条第1項、第24条第3項）
  - 利用者数等の推計方法（第20条第4項）
  - 送達手続に関する事項（第31条第1項、第33条第2項）

## 第20条関係（大規模特定電気通信役務提供者の指定）

- 「当該特定電気通信役務を利用して一月間に発信者となった者」及び「これに準ずる者として総務省令で定める者の数の総務省令で定める期間における平均」が「特定電気通信役務の種類に応じて総務省令で定める数を超えること。」（第20条第1項第1号イ）について、各省令委任事項をどのように考えるべきか。
- 「当該特定電気通信役務を利用して一月間に発信者となった者の延べ数の総務省令で定める期間における平均」が「特定電気通信役務の種類に応じて総務省令で定める数を超えること。」（第20条第1項第1号ロ）について、各省令委任事項をどのように考えるべきか。
- 報告を求める特定電気通信役務提供者をどのように限定するか（第20条第3項）。

## 第22条関係（被侵害者からの申出を受け付ける方法の公表）

- 大規模特定電気通信役務提供者は、総務省令で定めるところにより、被侵害者からの申出受付方法を定め、公表しなければならないとされているところ、どのような要件を求めるか（第22条第1項）。
- 「申出を行おうとする者に過重な負担を課するものでないこと」（第22条第2項第2号）として、どのような具体例が考えられるか。

## 第24条関係（侵害情報調査専門員）

- 侵害情報調査専門員の具体的な要件について、どのように考えるか。
- 侵害情報調査専門員の人数について、最低限として、何人の選任を義務付けるか（第24条第2項）。
- 侵害情報調査専門員の選任又は変更に当たり、どのような事項の届出を求めるか（第24条第3項）。

### 第26条関係（送信防止措置の実施に関する基準等の公表）

- 送信防止措置の実施に関する基準の事前周知期間である「総務省令で定める一定の期間」として、どの程度の長さの期間を設定するか（第26条第1項柱書）。
- 大規模特定電気通信役務提供者は送信防止措置の実施に関する基準を自ら定め、公表することを義務付けられているところ、基準の内容について、一定のモデルを示すべきではないか。

### 第28条関係（措置の実施状況等の公表）

- 「総務省令で定めるところ」として、公表に当たり、どのような要件を満たすことを求めるか（第28条柱書）。
- 公表項目として、どのような事項の公表を求めることが適当か（第28条各号）。
- 自己評価について、どのような手法による自己評価を求めるか（第28条第5号）。

## 論点1-1

(平均月間発信者数)

- 「当該特定電気通信役務を利用して一月間に発信者となった者」及び「これに準ずる者として総務省令で定める者の数の総務省令で定める期間における平均」が「特定電気通信役務の種類に応じて総務省令で定める数を超えること。」（第20条第1項第1号イ）について、**各省令委任事項をどのように考えるべきか。**

## 考え方

- 発信者「に準ずる者」として、同号の特定電気通信役務を一月間に**利用した者**（発信者となった者及び日本国外にあると推定される者を除く。）を対象とする。
- 少なくとも1割程度の国民に利用されることを目安として、**1,000万**という数字を閾値として設定。
- 総務省令で定める期間については、**1年間**とする。

	算定期間	閾値
平均月間発信者数 (同号イ)	1年間	1000万

## 理由

- 閲覧によって被害者の社会的評価が低下し被害が拡大すること、サービスの仕様によっては閲覧数が拡散に影響することから、閲覧のみしている者もカウントする。
- 閾値については、電気通信事業法における媒介相当電気通信役務の指定に当たっての閾値、欧州（デジタルサービス法）や英国（オンライン安全法）などの諸外国における例と同様に、国民の1割程度が利用するものを「大規模」とみなす。
- 算定期間については、月単位の発信者数について生じる季節変動の影響を除去するため、1年間とする。

## 論点1-2

(平均月間延べ発信者数)

- 「当該特定電気通信役務を利用して一月間に発信者となった者の延べ数の総務省令で定める期間における平均」が「特定電気通信役務の種類に応じて総務省令で定める数を超えること。」（第20条第1項第1号□）について、各省令委任事項をどのように考えるべきか。

## 考え方

- 1,000万の平均月間投稿者数のうち、実際に投稿を行う者が約2割と推計し、これらの者が1か月に最低1回は投稿するものと想定して、**200万**という数字を閾値として設定。
- 総務省令で定める期間については、論点1-1と同様。

	算定期間	閾値
平均月間延べ発信者数 (同号□)	1年間	200万

## 理由

- 総務省情報通信政策研究所が実施している、「情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」の結果（令和元年度～令和5年度）を踏まえると、主なソーシャルメディア系サービス（クローズドチャットを主とするサービスを除く。）においては、約2割程度の利用者が書き込み又は投稿をしている状況。
- 実際に投稿を行う者による1か月の投稿数については、各サービスの特性やユーザの使用傾向に応じて幅があるところ、最低の1回投稿したものと想定。今後、必要に応じて閾値を見直していく。

## 論 点 1 - 3

- 大規模特定電気通信役務提供者の指定に当たり、総務大臣は、特定電気通信役務提供者に対し、その提供する特定電気通信役務の平均月間発信者数及び平均月間延べ発信者数を報告させることができる（第20条第3項）。
- 一方で、全ての特定電気通信役務提供者に対して報告を求めるとすると、事業者によっては過重な経済的・実務的負担を負うことになる。報告を求める特定電気通信役務提供者をどのように限定するか。

## 考え方

- 指定の閾値（平均月間発信者数が1000万以上又は平均月間延べ発信者数が200万以上）の9割に相当する、平均月間発信者数が900万以上又は平均月間延べ発信者数が180万以上の特定電気通信役務を提供する者に、総務大臣への報告を求めるとする。

		平均月間発信者数		
		1000万超	900万以上 1000万以下	900万未満
平均月間 延べ発信者数	200万超	指定対象	指定対象	指定対象
	180万以上 200万以下	指定対象	報告義務あり、 指定対象外	報告義務あり、 指定対象外
	180万未満	指定対象	報告義務あり、 指定対象外	報告義務なし、 指定対象外

## 理 由

- 報告対象の閾値については、電気通信事業法における媒介相当電気通信役務の指定に当たっての例（電気通信事業法報告規則第2条第3項）と同様に、指定の閾値の9割に相当する値以上の者を報告対象とする。

## 論 点 2 - 1

- 大規模特定電気通信役務提供者は、**総務省令で定めるところにより**、被侵害者からの申出受付方法を定め、公表しなければならないとされているところ、どのような要件を求めるか（第22条第1項）。
- 「申出を行おうとする者に**過重な負担を課するものでないこと**」（第22条第2項第2号）として、どのような具体例が考えられるか。

## 考え方

- 申出方法及び公表の要件については、既に第22条第2項において規定されている、「電子情報処理組織を使用する方法による申出を行うことができるものであること」等に加えて、以下を規定する。
  - 申出方法については、被侵害者が**日本語による申出を行うことができる**ものであること。
  - 公表については、**インターネットを利用することにより**、公表されるものであること。
- 「**過重な負担を課するものでないこと**」の解釈として、ガイドラインに以下の具体例を記載するとともに、**利用者からの意見を踏まえ、申出方法を不断に見直していくべき旨**を明記する。
  - トップページから少ないクリック数でアクセスできる等、**申出フォームが易く見つけやすいこと**。
  - アカウント取得に**年齢制限**を設けている場合、**アカウントを保有できない者であっても申し出られるように**すること。
  - **申出者のプライバシー等の権利・利益の侵害を生じさせない形で**、削除申出を行うことができること。

## 理 由

- 削除申出窓口において日本語での申請が困難であったとの被害者等からの指摘を踏まえ、日本語による申出を受け付けるものであることを省令において明確に規定する。
- 被害者が容易に削除申出を行うことができるよう、「**過重な負担を課するものでないこと**」について一定の解釈を示すことにより、大規模特定電気通信役務提供者による適切な義務履行を確保する。

## 論 点 3 - 1

## ● 侵害情報調査専門員の具体的な要件について、どのように考えるか。

(参考) 第1部 誹謗中傷等の違法・有害情報への対策について  
第3章 プラットフォーム事業者の対応の迅速化に係る規律  
3 運用体制の整備

プラットフォーム事業者における削除の実施に係る運用体制について、日本の文化・社会的背景を踏まえた対応がなされるよう整備を求めるべきとの指摘がある。これを踏まえて、プラットフォーム事業者は、自身が提供するサービスの特性を踏まえつつ、我が国の文化・社会的背景に明るい人材を配置することが適当である。

## 考え方

- 侵害情報調査専門員の要件について、法律の解釈を示したガイドラインにおいて、以下のとおり明確化する。
  - 具体的には、**法令の知識**又は**文化的・社会的背景の理解**の観点から、**弁護士等の法律専門家、日本の風俗・社会問題に十分な知識経験を有する者（自然人に限る。）**が考えられる。
  - なお、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害への対処のうち、権利侵害情報該当性の調査は法律事務に当たり得るため、弁護士法（昭和24年法律第205号）第72条との関係に留意する必要がある。

## 理 由

- 「日本の文化・社会的背景に明るい」ことの具体的な内容として、我が国の法令の知識を有していることや我が国の風俗・社会問題を十分に理解していることを要件として求める。
- 「専門員」との規定ぶり、仮に法人とした場合の同法人内での利益相反の可能性から、自然人の選任を求める。
- 法令遵守の観点から、侵害情報調査専門員の選任に当たっては、弁護士法第72条との関係に留意するよう付記する。

## 論 点 3 - 2

- **侵害情報調査専門員の人数**について、最低限として、何人の選任を義務付けるか（第24条第2項）。
- 大規模特定電気通信役務提供者は、侵害情報調査専門員の選任又は変更に当たり、総務大臣に対する届出をしなければならないところ、**どのような事項の届出を求めるか**（第24条第3項）。

## 考え方

- 総務省令で定める数については、**1000万を超える平均月間発信者数を擁する特定電気通信役務ごと又は200万を超える平均月間延べ発信者数を擁する特定電気通信役務ごとに1人**とする。
- 総務省令で定める事項については、①**選任した侵害情報調査専門員の数**（第24条第3項後段の場合にあっては、変更後の専門員の数）、②**選任した侵害情報調査専門員の氏名、生年月日及び所属**とする。

## 理 由

- 侵害情報調査専門員は、削除等のコンテンツモデレーションを実施する他の職員が判断に迷った際に、当該職員からの上申を受けて、より専門的な調査を行うこととなる。よって、必ずしも全ての侵害情報の申出について、侵害情報調査専門員による調査が必要になるとは限らないこと、選任の要件に高い専門性を求めていることを踏まえ、**大規模特定電気通信役務ごとに最低限1名以上の選任**を求める。
- 侵害情報調査専門員の選任を実体的に確認するとともに、同姓同名を排除する観点から、選任された者の**氏名、生年月日と所属**の届出を求める。

## 論 点 4 - 1

- **送信防止措置の実施に関する基準の事前周知期間**である「総務省令で定める一定の期間」として、どの程度の長さの期間を設定するか（第26条第1項柱書）。
- 大規模特定電気通信役務提供者は送信防止措置の実施に関する基準を自ら定め、公表することを義務付けられているところ、**基準の内容について、一定のモデルを示すべきではないか。**

## 考え方

- 事前周知期間は、**2週間**とする。
- 送信防止措置の実施に関する基準に関して、総務省として、**違法情報ガイドライン**を策定する（詳細は次頁）。

## 理 由

- プラットフォーム事業者による恣意的な削除等を抑止し、利用者に対して透明性を確保する観点から、削除等に関する基準の策定又は変更について利用者に対する十分な周知がなされた後に、削除等が実施されることが望ましい。そこで、契約者に対する十分な周知と同様の趣旨を有する**他法令の用例**<sup>※1</sup>や**一般的な約款の平均周知期間**<sup>※2</sup>を踏まえて、事前周知期間を設定する。

※1 農業保険法（第29条）、水産業協同組合法（第62条）等において、定款を作成したときは、二週間以上前から公告しなければならないこととされている。

※2 松尾博憲「約款ルールへの対応状況と中期的な課題」（BUSINESS LAW JOURNAL, 2020年12月号, No. 153, 26頁）

- 表現の自由に配慮しつつも、被害者救済の実効性を確保するため、総務省において、どのような情報を流通させることが権利侵害や法令違反に該当するのかをガイドラインの形で明確化する。

情報流通プラットフォーム対処法第26条第1項第2号に定める「他人の権利を不当に侵害する情報の送信を防止する義務がある場合その他送信防止措置を講ずる法令上の義務（努力義務を除く。）がある場合」を例示することにより、

- **どのような情報を流通させることが権利侵害や法令違反に該当するのかを明確化するとともに、**
- **大規模特定電気通信役務提供者が送信防止措置の実施に関する基準を策定する際に盛り込むべき違法情報を例示する。**
- あわせて、第28条に基づく運用状況の公表に当たり、可能な限り、**申出の受付件数等をガイドラインの分類に基づいて区分**することを求める。

## 1. 他人の権利を不当に侵害する情報の送信を防止する義務がある場合（権利侵害情報）

### 1-1. 対象となる権利・利益

- 名誉権、名誉感情、プライバシー、私生活の平穏、肖像権、氏名権、パブリシティ権、著作権及び著作隣接権、商標権、営業上の利益について、どのような場合に各権利・利益の侵害が成立するかを明確化し、関連する裁判例もあわせて掲載する。

### 1-2. 情報の送信を防止する義務が生ずる場合

- 大規模特定電気通信役務提供者に送信防止措置を講ずる義務が生ずる場合として、「人格権侵害その他法令の規定に基づく差止請求」及び「条理上の義務があると認められる場合」を規定する。

## 2. その他送信防止措置を講ずる法令上の義務（努力義務を除く。）がある場合（法令違反情報）

### 2-1. 対象となる情報

- わいせつ関係、薬物関係、振り込め詐欺関係、犯罪実行者の募集関係、金融業関係、消費者取引における表示関係、銃刀法関係、その他の区分に基づき、関係法令を分類するとともに、どのような情報を流通させることが各法令に違反するのかを具体的に示す。

### 2-2. 情報の送信を防止する義務が生ずる場合

- 大規模特定電気通信役務提供者に送信防止措置を講ずる義務が生ずる場合を規定する。

## 論点5-1

- 「総務省令で定めるところ」として、公表に当たり、**どのような要件**を満たすことを求めるか（第28条柱書）。
- **公表項目**として、どのような事項の公表を求めることが適当か（第28条各号）。
- 自己評価について、**どのような手法による自己評価**を求めるか（第28条第5号）。

## 考え方

- 「総務省令で定めるところ」として、**インターネットを利用して公表され、電子情報処理組織により判読できるものであることを規定する。**
- 算出期間は、原則として**年度単位**（4月1日～翌3月31日）とし、**毎年度経過後2か月以内に公表**することとする。
- 公表項目として、送信防止措置の実施に関する事項等として、次頁の表に記載された事項を求めることとする。
- 自己評価については、**評価項目を省令に規定しつつ、具体的な評価基準は事業者が自ら設定**する。

第二十八条 大規模特定電気通信役務提供者は、毎年一回、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を公表しなければならない。

第1号関連（第23条の申出の受付の状況）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申出の受付件数（申出理由別）</li> </ul>
第2号関連（第25条の規定による通知の実施状況）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一定期間内に削除する旨の通知をした件数、削除しない旨及びその理由の通知をした件数（申出理由別）</li> <li>・ 第25条第1項ただし書の規定に基づき通知をしなかった場合、その理由</li> <li>・ 一定期間を超えて削除する旨の通知をした件数、削除しない旨及びその理由の通知をした件数（申出理由別）</li> <li>・ 第25条第2項第1号～第3号それぞれの該当件数（申出理由別）</li> <li>・ 第25条第2項第3号に該当した場合、「やむを得ない理由」の具体的内容（申出理由別）</li> </ul>
第3号関連（第27条の規定による通知等の措置の実施状況）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発信者に通知等の措置を講じた件数（削除・アカウント停止の別、削除又はアカウント停止理由別）</li> <li>・ 通知等の措置を講じなかった場合、その理由（削除・アカウント停止の別）</li> </ul>
第4号関連（送信防止措置の実施状況（第1～3号に掲げる事項を除く。））	<p>日本の利用者に関する送信防止措置の実施状況であって、以下に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全投稿数又は全アカウント数、その具体的な算定方法</li> <li>・ 利用者からの通報件数、うち削除した件数及び削除しなかった件数（申出理由別）</li> <li>・ 自らの探知による削除件数（削除理由別）</li> <li>・ 日本の公的機関（司法機関を除く）による削除要請件数、うち削除した件数及び削除しなかった件数（要請理由別）</li> <li>・ 日本の司法機関による削除決定件数、うち削除した件数及び削除しなかった件数（決定理由別）</li> <li>・ アカウント停止件数（アカウント停止理由別・端緒別）</li> <li>・ AI等の自動化手段を用いた削除件数・アカウント停止件数（削除又はアカウント停止理由別）</li> <li>・ 削除等に対して不服申立てが行われた件数、不服申立てを受けて削除等を撤回した件数、うちAI等の自動化手段を用いて判断した件数</li> <li>・ 日本語を理解するコンテンツモデレーターの数、訓練内容、人的・技術的体制についての定性的又は定量的な説明</li> <li>・ 第26条第3項に基づく基準の変更の対象となった情報の種類</li> <li>・ 第26条第4項の資料を作成し、公表している場合には、その公表の方法（オンラインの場合はURLを含む。）</li> </ul>
第5号関連（第1～4号に掲げる事項について自ら行った評価）	<p>下記項目に係る自己評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申出方法、侵害情報送信防止措置の実施状況、理由の粒度、人的・技術的体制の整備、送信防止措置の実施に関する基準の内容、送信防止措置の実施状況</li> <li>・ 大規模特定電気通信役務上に流通する違法・有害情報の流通状況</li> </ul>
第6号関連（総務省令で定める事項）	自己評価項目に係る評価基準、評価基準を変更した場合には変更の内容及びその理由

（大規模特定電気通信役務提供者の指定）

第二十条 総務大臣は、次の各号のいずれにも該当する特定電気通信役務であつて、その利用に係る特定電気通信による情報の流通について侵害情報送信防止措置の実施手続の迅速化及び送信防止措置の実施状況の透明化を図る必要性が特に高いと認められるもの（以下「大規模特定電気通信役務」という。）を提供する特定電気通信役務提供者を、大規模特定電気通信役務提供者として指定することができる。

一 当該特定電気通信役務が次のいずれかに該当すること。

イ 当該特定電気通信役務を利用して一月間に発信者となつた者（日本国外にあると推定される者を除く。ロにおいて同じ。）及びこれに準ずる者として総務省令で定める者の数の総務省令で定める期間における平均（以下この条及び第二十四条第二項において「平均月間発信者数」という。）が特定電気通信役務の種類に応じて総務省令で定める数を超えること。

ロ 当該特定電気通信役務を利用して一月間に発信者となつた者の延べ数の総務省令で定める期間における平均（以下この条及び第二十四条第二項において「平均月間延べ発信者数」という。）が特定電気通信役務の種類に応じて総務省令で定める数を超えること。

二 当該特定電気通信役務の一般的な性質に照らして侵害情報送信防止措置（侵害情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われるものに限る。以下同じ。）を講ずることが技術的に可能であること。

三 当該特定電気通信役務が、その利用に係る特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害が発生するおそれの少ない特定電気通信役務として総務省令で定めるもの以外のものであること。

2 総務大臣は、大規模特定電気通信役務提供者について前項の規定による指定の理由がなくなつたと認めるときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

3 総務大臣は、第一項の規定による指定及び前項の規定による指定の解除に必要な限度において、総務省令で定めるところにより、特定電気通信役務提供者に対し、その提供する特定電気通信役務の平均月間発信者数及び平均月間延べ発信者数を報告させることができる。

4 総務大臣は、前項の規定による報告の徴収によっては特定電気通信役務提供者の提供する特定電気通信役務の平均月間発信者数又は平均月間延べ発信者数を把握することが困難であると認めるときは、当該平均月間発信者数又は平均月間延べ発信者数を総務省令で定める合理的な方法により推計して、第一項の規定による指定及び第二項の規定による指定の解除を行うことができる。

（被侵害者からの申出を受け付ける方法の公表）

第二十二條 大規模特定電気通信役務提供者（前条第一項の規定による届出をした者に限る。以下同じ。）は、総務省令で定めるところにより、その提供する大規模特定電気通信役務を利用して行われる特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者（次条において「被侵害者」という。）が侵害情報等を示して当該大規模特定電気通信役務提供者に対し侵害情報送信防止措置を講ずるよう申出を行うための方法を定め、これを公表しなければならない。

2 前項の方法は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

一 電子情報処理組織を使用する方法による申出を行うことができるものであること。

二 申出を行おうとする者に過重な負担を課するものでないこと。

三 当該大規模特定電気通信役務提供者が申出を受けた日時が当該申出を行った者（第二十五条において「申出者」という。）に明らかとなるものであること。

（侵害情報調査専門員）

第二十四條 大規模特定電気通信役務提供者は、前条の調査のうち専門的な知識経験を必要とするものを適正に行わせるため、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害への対処に関して十分な知識経験を有する者のうちから、侵害情報調査専門員（以下この条及び次条第二項第二号において「専門員」という。）を選任しなければならない。

2 大規模特定電気通信役務提供者の専門員の数は、当該大規模特定電気通信役務提供者の提供する大規模特定電気通信役務の平均月間発信者数又は平均月間延べ発信者数及び種別に応じて総務省令で定める数（当該大規模特定電気通信役務提供者が複数の大規模特定電気通信役務を提供している場合にあつては、それぞれの大規模特定電気通信役務の平均月間発信者数又は平均月間延べ発信者数及び種別に応じて総務省令で定める数を合算した数）以上でなければならない。

3 大規模特定電気通信役務提供者は、専門員を選任したときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨及び総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。これらを変更したときも、同様とする。

（送信防止措置の実施に関する基準等の公表）

第二十六条 大規模特定電気通信役務提供者は、その提供する大規模特定電気通信役務を利用して行われる特定電気通信による情報の流通については、次の各号のいずれかに該当する場合のほか、自ら定め、公表している基準に従う場合に限り、送信防止措置を講ずることができる。この場合において、当該基準は、当該送信防止措置を講ずる日の総務省令で定める一定の期間前までに公表されていなければならない。

- 一 当該大規模特定電気通信役務提供者が送信防止措置を講じようとする情報の発信者であるとき。
  - 二 他人の権利を不当に侵害する情報の送信を防止する義務がある場合その他送信防止措置を講ずる法令上の義務（努力義務を除く。）がある場合において、当該義務に基づき送信防止措置を講ずるとき。
  - 三 緊急の必要により送信防止措置を講ずる場合であつて、当該送信防止措置を講ずる情報の種類が、通常予測することができないものであるため、当該基準における送信防止措置の対象として明示されていないとき。
- 2 大規模特定電気通信役務提供者は、前項の基準を定めるに当たっては、当該基準の内容が次の各号のいずれにも適合したものとなるよう努めなければならない。
- 一 送信防止措置の対象となる情報の種類が、当該大規模特定電気通信役務提供者が当該情報の流通を知ることとなった原因の別に応じて、できる限り具体的に定められていること。
  - 二 役務提供停止措置を講ずることがある場合においては、役務提供停止措置の実施に関する基準ができる限り具体的に定められていること。
  - 三 発信者その他の関係者が容易に理解することのできる表現を用いて記載されていること。
  - 四 送信防止措置の実施に関する努力義務を定める法令との整合性に配慮されていること。
- 3 大規模特定電気通信役務提供者は、第一項第三号に該当することを理由に送信防止措置を講じたときは、速やかに、当該送信防止措置を講じた情報の種類が送信防止措置の対象となることが明らかになるよう同項の基準を変更しなければならない。
- 4 第一項の基準を公表している大規模特定電気通信役務提供者は、おおむね一年に一回、当該基準に従って送信防止措置を講じた情報の事例のうち発信者その他の関係者に参考となるべきものを情報の種類ごとに整理した資料を作成し、公表するよう努めなければならない。

（措置の実施状況等の公表）

- 第二十八条 大規模特定電気通信役務提供者は、毎年一回、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を公表しなければならない。
- 一 第二十三条の申出の受付の状況
  - 二 第二十五条の規定による通知の実施状況
  - 三 前条の規定による通知等の措置の実施状況
  - 四 送信防止措置の実施状況（前三号に掲げる事項を除く。）
  - 五 前各号に掲げる事項について自ら行った評価
  - 六 前各号に掲げる事項のほか、大規模特定電気通信役務提供者がこの章の規定に基づき講ずべき措置の実施状況を明らかにするために必要な事項として総務省令で定める事項